

平成18年第10回小金井市教育委員会定例会議事日程

平成18年10月10日(火)

午後1時30分開会

開催日時	平成18年10月10日	開会 1時30分 閉会 2時02分	
場 所	小金井市役所第二庁舎 801会議室		
出席委員	委員 長 伊東 浄堯 委員 長職務代理者 亙理千鶴子 委 員 菊地 邦夫	委 員 伊藤 恒子 教 育 長 谷垣十四雄	
欠席委員			
説明のため出席した者の職氏名	教育部長 本多 龍雄 教育部次長兼生涯学習課長 石川 明 庶務課長 尾上 明彦 指導主事 浜田 真二	公民館長 中嶋 登 図書館長 古屋 雅裕 体育課長 林 文男 庶務課長補佐 小野 朗 兼庶務係長 生涯学習課長補佐 伊藤 信之 兼生涯学習係長	
調 製	主 事 山内 和子		
傍聴者人数	1名		

日程	議 題	
第 1		会議録署名委員の指名
第 2	議案第 2 5 号	小金井市教育委員会職員の職名等に関する規則の一部を改正する規則
第 3	議案第 2 6 号	小金井市教育委員会職員の休日、休暇等に関する規程等の一部を改正する規程
第 4	議案第 2 7 号	小金井市立清里少年自然の家条例施行規則の一部を改正する規則
第 5	議案第 2 8 号	教育財産の処分の申出について
第 6	報 告 事 項	1 平成 1 8 年第 3 回小金井市議会定例会について 2 その他 3 今後の日程について

開会 午後1時30分

尾上庶務課長 本日の定例会の開催に当たり、私のほうから説明員の欠席のご連絡である。

初めに、学務課長であるが、本日、急遽、所用が入り、欠席をさせていただきます。

また、指導室長であるが、本日から明日11日まで市議会厚生文教委員会の行政視察に同行している。内容は、本日が大阪の箕面市で障害者雇用センター支援について、また明日は愛知県西尾市での食育及びABC、英会話についてである。よろしくお願いたしたいと思う。

以上である。

伊東委員長 ありがとう。

それでは、平成18年第10回小金井市教育委員会定例会を開会する。

日程第1、会議録署名委員の指名。本日の会議録署名委員は、亙理職務代理者と菊地委員に願います。よろしく願います。

(委員一同異議なく、上記2名が選出された。)

伊東委員長 日程第2、議案第25号、小金井市教育委員会職員の職名等に関する規則の一部を改正する規則を議題とする。

谷垣教育長 提案理由であるが、再任用職員の職名について、職員の職名等に関する規則との整合性を図る必要等が生じたため、本案を提出するものである。

細部については、庶務課長から説明するので、よろしくご審議の上、ご議決賜るようお願い申し上げます。

尾上庶務課長 それでは、ご説明する。

議案資料の新旧対照表をお開きいただきたいと思う。

現行の規則であるが、第1条にも定められているように、教育長を除く教育委員会職員等の職名等に関して必要事項を定めている。この職名であるが、参事、副参事、主事に区分された職層名と、そ

れから一般事務、給食調理、栄養士などに分けた職名によるところになっている。

お聞きいただいた新旧対照表で、現行規則第1条の下線部分であるが、この規定は、短時間勤務の再任用職員を示してあり、この条文で申すと、短時間勤務の再任用職員も職名の対象の規定となっている。しかしながら、市長部局職員の職名等の規定は、職員の職名等に関する規則があるが、これに関しても、再任用職員は職名を付すものの対象外としているところである。また、実態的にも職名を付していないことから、整合性を持たせるということで教育委員会所属の再任用職員についても、職名の対象外として当該規定部分を削るものである。

また、第4条第2項、清里少年自然の家所長というのがあるが、これに関しては、小金井市立清里少年自然の家の処務規程を廃止する規程が本年9月1日から施行になっているので、文言を削り、規定の整備を図ったものである。

雑駁であるが、本件については以上である。

伊東委員長 ありがとうございます。事務局の説明が終わった。議案第25号について、ご質問、ご意見はあるか。

それでは、議案第25号、小金井市教育委員会職員の職名等に関する規則の一部を改正する規則は、原案どおり可決することにご異議ないか。

(委員一同異議なしの声)

伊東委員長 議案第25号、小金井市教育委員会職員の職名等に関する規則の一部を改正する規則については異議なしと認め、原案どおり可決する。ありがとうございます。

続いて、日程第3、議案第26号、小金井市教育委員会職員の休日、休暇等に関する規程等の一部を改正する規程を議題とする。

谷垣教育長 提案理由であるが、小金井市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例が制定されたことに伴い、関係規程を整備する必要が生じたため、本案を提出するものである。

細部については、庶務課長から説明するので、よろしくご審議の

上、ご議決賜るようお願い申し上げます。

尾上庶務課長　それでは、本件であるが、これは今ご説明があったが、9月に開催された小金井市議会第3回定例会でご議決いただいた小金井市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例が公布されたところである。これは、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づき、任期付職員の採用及び給与に関し必要な事項を定めたものである。高度の専門的な知識経験、またはすぐれた識見を有する者を、その者が有する当該高度の専門的な知識経験、またはすぐれた識見を一定の期間活用して遂行することが、特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができるというものである。また、当該専門的な知識経験が急速に進歩する技術にかかわるものであることなど、性質上さまざまな事業の展開場面について、当該専門的な知識経験を有する職員を当該業務に期間を限って従事させることなどが公務の能率的運営を確保するために必要であると、このようなときは、職員を選考により任期を定めて採用することができるということである。

さらに、一定の期間内に限り、業務量の増加が見込まれる場合であるとか、あるいは職員の育児休業など、部分休業についても、職員が法の規程による承認を受けて、勤務しない時間について、この短時間勤務職員を当該業務に従事させることが適当と認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができるということである。

そこで、今回、お諮りする議案である。任期付職員に関する規定を加えるための改正であるので、このような一定の目的意識のもとに2つ以上の規程を改正する必要がある場合に、今回のような1つの一部改正規程の本則で条建てにより、2つ以上の規程を改正するということである。今回は、この方法により、教育委員会の規程の4本を改正するものである。

それでは、本件も新旧対照表をごらんいただきながらご説明する。

初めに、小金井市教育委員会職員の休日、休暇等に関する規程を改正する。本規程であるが、教育委員会職員の休日、休暇等に関し、必要な事項を定めるものである。この任期付職員についても、職員の範囲に含め、規程の対象とするというものである。

2番目、第2条であるが、小金井市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程である。本規程は、公立学校に勤務する職員を除いた教育委員会職員の勤務時間、休憩時間、休息時間に関して定めたもので、本規程についても任期付職員もこの職員に含め、規程の対象とするものである。

続いて、新旧対照表の2ページになるが、小金井市教育委員会職員タイムレコーダー使用規程である。本規程は、出勤、退庁時間を厳正に、また公正に管理するため、職員のタイムレコーダーの使用について定めたものであるが、本規程についても、任期付職員を規程の対象にいたすものである。

続いて、新旧対照表の3ページ、最後、4本目の規程である。小金井市公立学校職員処務規程である。本規程は、小金井市公立学校に勤務する職員の処務、すなわち一般事務、一般用務、栄養士、給食調理等に従事する職員の職務、勤務時間等について定めたもので、任期付職員もこの職員に含み、規程の対象とするところである。

なお、この処務規程の第3条の改正があるが、これは引用した規程名が異なっていたので改めるというものである。

内容については以上である。

伊東委員長 ありがとうございます。

菊地委員 結局、一般的に言うと、任期付職員が全部同じ、平等になると考えればいいのか。

尾上庶務課長 そうである。

伊東委員長 ほかにあるか。

それでは、議案第26号、小金井市教育委員会職員の休日、休暇等に関する規程等の一部を改正する規程は、原案どおり可決することに異議はないか。

(委員一同異議なしの声)

伊東委員長 議案第26号、小金井市教育委員会職員の休日、休暇等に関する規程等の一部を改正する規程については異議なしと認め、原案どお

り可決する。

日程第4、議案第27号、小金井市立清里少年自然の家条例施行規則の一部を改正する規則を議題とする。

谷垣教育長 小金井市立清里少年自然の家の管理運営を指定管理者に行わせることに伴い、小金井市立清里少年自然の家条例施行規則の一部を改正する必要があるため、本案を提出するものである。

細部については、生涯学習課長補佐から説明するので、よろしくご審議の上、ご議決賜るようお願いする。

伊藤生涯学習課長補佐 9月1日より指定管理者制度により少年自然の家を運営することに伴い、施行規則の一部を改正するものである。

9月1日以前は、受付を生涯学習課の窓口で行っていた。この場合は、順次受け付けるということである。ただ、月初については、申し込みが複数重なった場合には抽選によって行っていた。これを9月1日以降は、清里山荘、現地で直接受け付けることになった。受付方法であるが、電話、ファクス、メール等で受け付けている。そのため、順次受け付けではなく、期間を設けて受け付ける。受付の時間についても、以前は開庁日ということで、小金井市の休日を定める条例によっていたが、改正に当たり、清里山荘が休業のときには、それ以前とする。

それから、第3条であるが、受付の順序は、これまでは申請の順序を基本にしていたが、9月1日以降は、一定期間の募集期間を設け、募集を締め切ったところで抽選を行い、お知らせをするという方式に変わるので、抽選を基本として申請を受け付けるということになる。

説明は以上である。

伊東委員長 ありがとう。説明は終わったが、質問やご意見はあるか。

それでは、議案第27号、小金井市立清里少年自然の家条例施行規則の一部を改正する規則は、原案どおり可決することにご異議ないか。

(委員一同異議なしの声)

伊東委員長 ありがとうございます。議案第27号、小金井市立清里少年自然の家条例施行規則の一部を改正する規則については異議なしと認め、原案どおり可決する。

 日程第5、議案第28号、教育財産の処分の申出についてを議題とする。

谷垣教育長 屋内運動場棟の一部が屋内運動場棟の耐震性能に影響を及ぼすおそれがあるため、解体処分が必要なことについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第28条第2項の規定により、教育財産の処分について小金井市長に申し出る必要があることから、本案を提出するものである。

 細部については、庶務課長から説明するので、よろしくご審議の上、ご議決賜るようお願い申し上げます。

尾上庶務課長 それでは、ご説明させていただきます。

 まず、教育財産の取得及び処分については、地方公共団体の長が、また、その管理については教育委員会が行うということが地方教育行政の組織及び運営に関する法律で規定されているところである。

 なお、地方公共団体の長のこの権限であるが、教育委員会の申出を待って行うものとする定められているので、今回、取り壊しを予定している建物について市長に申出をするというものである。

 処分する財産であるが、議案のかがみの次に教育財産処分調書を添付しているのでお開きいただきたいと思う。小金井市立小金井第四小学校屋内運動場棟の一部の取り壊しである。所在地は、貫井南町三丁目9番1号。取得をしたのが、昭和55年8月で、面積は7平米である。次のページの両面に図面を添付しているのでご確認いただきたいと思う。

 次に、取り壊しをする理由である。小金井第四小学校は、本年度、耐震補強工事を実施したところであるが、前年度に耐震設計を実施している。この補強設計のときにその補強設計が適切であるか否かを評定する公的評定機関の審査を受けた際、当該小学校の体育館棟の北側に、この図面にあるが、2つの附属棟が接して建てられているが、これらが耐震補強性能に影響を及ぼすおそれがあると指摘をされ、改修時には詳細な調査を行い、改善が必要であれば改善をするようにとのご指摘をいただいたところである。本年度になり、補

強工事に伴い調査をしたところ、この附属棟のうち東側の方が構造上切り離して自立させることが非常に困難であるということが判明した。それに伴い、解体工事を施行となれば11月頃になろうかと、予定するものである。

このような内容をもって財産処分の申出を市長にいたしたいと考えている。よろしくご審議の上、ご議決賜るようお願いする。

以上である。

伊東委員長 ありがとうございます。事務局の説明が終わった。議案第28号についてのご質問、ご意見はあるか。

亘理委員長
職務代理者 11月に処分を予定しているということだが、それからの内部の備品に関しては大丈夫か。

尾上庶務課長 一時的に別の場所に置き、来年度であるが、これは予算の議決が必要になるが、体育館等の改造の工事を予定しており、今入っているものに関しては、こちらのほうに収容いたしたいと考えている。

伊東委員長 ほかにあるか。よろしいか。
それでは、議案第28号、教育財産の処分の申出について、原案どおり可決することにご異議ないか。

(委員一同異議なしの声)

伊東委員長 議案第28号、教育財産の処分の申出については異議なしと認め、原案どおり可決する。

日程第6、報告事項。順次担当から報告をお願いする。

本多教育部長 それでは、平成18年第3回小金井市議会定例会について報告させていただきます。

平成18年第3回市議会定例会は、9月1日に開会し、10月4日に閉会した。今定例会には、市長提出案件として、平成17年度決算の認定6件、平成18年度補正予算3件、条例の制定及び一部改正が9件、損害賠償の額に係る和解1件、市道路線の認定1件、指定管理者の指定1件、計22件が提出され、審議された。その結

果、平成17年度決算の認定6件はすべて認定された。また、他の案件についても、すべて原案可決された。可決された一般会計補正予算の中に小・中学校防犯設備整備工事費が含まれている。これは防犯カメラの関係であるが、設置については、情報公開・個人情報保護審議会へ諮問するなど一定の手続が必要となるが、できるだけ早い時期にと考えている。

また、今定例会における一般質問については、20人の議員から通告があった。教育関係では、8人の議員から11項目にわたり質問があった。質疑の詳細については、報告事項1の資料として配付させていただいたので、後ほどお読みいただきたいと思う。

以上で報告を終わる。

伊東委員長

ありがとう。よろしいか。

この内容に関しては、またゆっくり吟味していただき、お読みいただき、わからないことがあったら、後からでも質問ということでよろしく願います。

その他、あるか。

中嶋公民館長

第44回東京都公民館研究大会についてご報告をする。

第44回東京都公民館研究大会開催要項をご配付している。東京都公民館連絡協議会主催による公民館研究大会の事務局市として小金井市が開催をすることとなり、これまで加盟各市の関係者、公民館運営審議会の委員、本市の企画実行委員、職員による企画委員会をこれまでに5回、各課題別集会ごとの検討、東京都公民館連絡協議会の各部会で調整を重ね、開催要項をご配付することとなった。

これまでご報告をしているように、本年12月3日、日曜日午前9時から小金井第二中学校で受付開始、9時30分から全体会を開催する。お手元の開催要項の8に、全体会の次第があるように、東京都公民館連絡協議会関係者からの開会のことば、挨拶に引き続き、東京都教育委員会教育長のご挨拶、本市から小金井市長のご挨拶と、教育長から歓迎のご挨拶をいただき、開催趣旨の報告、本市独自の企画実行委員制度の紹介、次期大会事務局市である昭島市公民館長挨拶となっている。その後、課題別集会に別れる前に、研修の一環として地域資源である小金井公園内の江戸東京たてももの園からのご案内と小金井市はげの森美術館の紹介をし、参加者に招待券を配付

する予定である。

なお、教育委員会各課からのご協力を得て、全体会は極力簡素に、研修に重きを置いて、課題別集会は小金井第二中学校と公民館本館の2か所で8課題別集会を実施する。ご多用中、恐縮であるが、教育委員会委員のご出席をよろしく願います。

以上、ご報告をする。

伊東委員長 ありがとうございます。先のことだと思っていたが、もう大分近くなってきた。大分具体的になって、私もぜひ参加させていただくので、よろしく願います。

その他、あるか。

林体育課長 それでは、昨日、10月9日の体育の日に開催された市民スポーツ・レクリエーションの集いについて、簡単にご報告する。

市民スポーツ・レクリエーションの集いは、体育協会に委託している事業であり、内容は綱引き大会であった。小学校3年以下、4年生、5年生、6年生、一般男子、一般女子の各部門で競技が行われ、34チーム、合計で選手、役員、499人の参加があった。

また、昨日の体育の日には、体育施設の無料開放を行った。昨年からは実施している事業で、総合体育館、栗山公園健康運動センター、上水公園運動施設、市テニスコート場の各施設で実施した。

以上である。

伊東委員長 ありがとうございます。ちなみに綱引きのほうはどこが優勝したのか。

林体育課長 それぞれの部門があるが、詳しい記録は持ち合わせていないが、一般男子はメガパワーズというメガロスに通っている方のチームとか、あと私が見ていて印象に残ったのは、小学5年生の部で女子のチームが圧倒的に強く優勝したことである。

伊東委員長 今後のことについては、その辺は話し合われているのか。

林体育課長 市民スポーツ・レクリエーションの集いは、綱引き大会と固定しているものではないが、ずっと綱引き大会できていた。それで、参加できるのが、中高齢者になると、綱引きというところちょっとハード

になるので、来年からはもっと参加しやすい形のものを考えるように体育協会のほうと協議していきたいと考えている。

伊東委員長 ほかにその他はあるか。
それでは、今後の日程をお願いします。

小野庶務 それでは、教育委員会の今後の日程についてご報告申し上げます。
課長補佐 まず、10月14日午前10時から都立小金井公園特設ステージで第34回小金井市なかよし市民まつり「風と緑と人フェスタ」の開会式が行われる。委員長のご出席をお願いします。

同じく10月14日正午から三宅村・小金井市懇親会が総合体育館第1、第2会議室で開催される。委員長のご出席をお願いします。

続いて、10月26日、教育委員会行政視察がある。視察先は、品川区立小・中一貫校日野学園で、視察内容は、小・中一貫教育、スチューデント・シティ等の説明をいただきたいと予定している。当日の詳細の日程等については、後日お知らせする。

続いて、11月14日午後1時半から第11回教育委員会を801会議室で、また11月30日にも午後1時半から第12回教育委員会を同じく801会議室で開会予定である。

最後に、12月3日、先ほど公民館長からご報告があった第44回東京都公民館研究大会を小金井第二中学校体育館で開催する。全委員の参加をお願いします。

教育委員会の日程については以上である。

伊東委員長 ありがとう。
報告事項が終わった。本日の審議はすべて終了した。
終わる前にご意見があったようなので、もう少しお願いします。

伊藤委員 1つは、9月にあった市民体育祭、大変にぎやかですばらしかったが、身障者の参加は別の大会があるのか、そこが承りたかったところである。普通ああいうところは、身障者の方たちが参加なさったりするものであるが、そういったことが見受けられなかったのもので、その辺についてお尋ねする。

林体育課長 特に障害者の部門ということでの種目は今までは設けていない。

今後の検討課題になっていくかと思う。

伊藤委員 もう一つ、今マスコミ等で問題になっている北海道のいじめ等の問題で、教育委員会の対応なども大変難しいと感じさせていただいているが、いろいろな報道を見ていると、いじめ、それからどう対処したかという過去への対応が大変強く議論されているように思った。でも、生きていくことが勝ちなんだというようなことをおっしゃっている場面が大変少なく、子どもたちにはどんなことがあっても生きようという指導が大変必要だと思った。小金井の教育委員会としても、指導室としても、どのように受けとめて学校にご指導いただいたのか承りたいと思っている。

以上である。

浜田指導主事 実は、9月始まってから幾つかの事件もあり、指導室としても、生活指導主任会において、生命尊重の視点に立ったという都で作ったプログラムがあり、それを全校に配付し、これを使って、ぜひ子どもたちには命の大切さ、自分だけではなく、自分と人を傷つけないような気持ちを育てるよという指導をお願いしたところである。もちろん生活指導主任会だけではなく、校長会、副校長会でも同じようにこのような指導を徹底していただきたいという話はした。ということで、今後、全校でそのプログラムに沿った生命尊重の生活指導を徹底していくつもりである。

以上である。

伊藤委員 ありがとうございます。先日、長崎で子ども同士の殺傷事件があったときに、長崎の小中学校で調査をしたときに、3年生でもほぼ3分の2の子どもが死んでもよみがえる、生き返ると思っていた。5年生でも約3分の1の子どもが死んでも自分は生き返るのだと思っていたというような調べがあったそうで、そこでは死ぬということに対しての指導をこれからしていかなくはいけないんだということが報道されていた。今おっしゃったように、命を大切にということと同時に、死んでしまうということはどういうことなのかという指導もあわせてしていくことが大事かと感じている。感想である。ありがとうございます。

伊東委員長 では、よろしいか。

伊藤委員 結構である。

伊東委員長 それでは、これをもって平成18年第10回教育委員会定例会を
閉会する。ありがとう。

閉会 午後2時02分